

## 入札参加申込書

下記の案件について、一般競争入札に参加したく下記により申し込み致します。

## 記

1 件名 事務所移転業務委託

2 入札業者情報

事業所名	
所在地	
代表者名	
代表者役職	
代表者電話番号	
担当者所属名称	
担当者名	
担当者所属住所等	
担当者電話番号	
担当者メールアドレス	

令和 年 月 日

鹿児島県国民健康保険団体連合会

理事長 前田 祝成 殿

所在地

商号又は名称

代表者名

印

様式第2号（第57条及び第67条関係）

# 入札 ~~（見積）~~ 書

納入場所 鹿児島県国民健康保険団体連合会 総務課

No	入札 <del>（見積）</del> 物品名	品質、規格、形状等	数量	単価（円）	金額（円）	納入期限	備考
1	事務所移転業務委託	—	一式				
		—					
		—					
	合計						

上記のとおり入札~~（見積り）~~します。

令和 年 月 日

鹿児島県国民健康保険団体連合会  
理事長 前田 祝成 殿

入札~~（見積）~~者  
住所  
氏名

印

- (注)
- 1 入札~~（見積）~~金額は、消費税を含まないものとする。
  - 2 記入を要しない欄は、斜線を引くこと。

# 質疑書

様式3

鹿児島県国民健康保険団体連合会 御中  
件名：事務所移転業務委託

業者名

質疑日：令和7年 月 日

項番	項目	質 疑	回 答
1			
2			
3			
4			
5			

国保連合会メールアドレス [k-so-kai303@kagoshima.kokuhoren.jp](mailto:k-so-kai303@kagoshima.kokuhoren.jp)

## 事前確認申込書

下記案件の一般競争入札参加に伴い、業務場所及び運搬什器等を現地にて確認するため、下記により申し込み致します。

## 記

## 1 件名 事務所移転業務委託

## 2 入札業者情報

事業所名	
所在地	
代表者名	
代表者役職	
代表者電話番号	
担当者所属住所等	
担当者所属名称	
担当者名	
参加者名（2人まで）	
担当者電話番号	
担当者メールアドレス	

## 3 事前確認希望日時

※下記日程表へ希望日時を記入してください。

日時	対応時間	希望	日付	時間
7月29日(火)	午前10時から正午、 午後1時から午後 5時までの間で2 時間以内	第1希望		
7月30日(水)				
7月31日(木)		第2希望		
8月1日(木)				





税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので委託料に 10 / 100 を乗じて得た〇〇〇〇〇〇円とする。

- 4 本契約締結後、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正によって消費税等の税率に変動が生じた場合は、甲は、当該改正法施行日以降における上記消費税相当額について、本契約をなんら変更することなく変動後の税率により計算した額を加減して支払うものとする。

#### （秘密の保持）

第 8 条 乙は、この契約の履行に際し、秘密情報等の取扱いについては、別記「秘密情報等取扱特記事項」を順守しなければならない。

#### （事故防止等）

- 第 9 条 乙は、書面、図表、記述、報告、記録媒体等（以下「資料等」という。）について、漏洩、盗用、滅失、毀損その他の事故が起こらないよう適切な取扱いをしなければならない。
- 2 乙は、直接、間接に知り得た甲の業務内容その他機密事項を一切第三者（第 22 条の再委託先を除く。）に漏らしてはならない。
  - 3 前項の義務は、この契約の終了又は解除後も同様とする。

#### （損害賠償）

- 第 10 条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙が一切の責めを負うものとする。ただし、その損害が甲の責任に帰する理由により生じたものについては、甲が負担するものとする。
- (1) 乙が、この契約の定めに違反したことにより、甲又は第三者に損害を与えたとき。
  - (2) 委託業務の処理に当たり、乙が故意又は過失により、甲又は第三者に損害を与えたとき。
  - (3) 第 19 条第 1 項の規定により、この契約が解除された場合において、乙が甲又は第三者に損害を与えたとき。
- 2 前項に掲げる甲に対する損害賠償等については、甲乙協議して定めるものとする。

#### （目的外使用の禁止）

第 11 条 乙は、資料等を委託業務の処理以外の目的に使用してはならない。

#### （第三者への閲覧、又は提供の禁止）

第 12 条 乙は、資料等を第三者（第 22 条の再委託先を除く。）に閲覧、又は提供してはならない。

#### （複写及び複製の禁止、又は制限）

第13条 乙は、資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲がやむを得ない事情があると判断し、甲が許す範囲内においてはこの限りでない。

(外部持出しの禁止)

第14条 乙は、資料等を甲の許可なしに甲が指定した場所から外部に持ち出してはならない。

(支払遅延に対する遅延利息)

第15条 甲がその責めに帰すべき理由により第7条第2項に規定する期間内に代金の全部または一部を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払いを完了する日までの日数に応じ、未払代金の額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律第9条第1項に規定する財務大臣が定めた率で計算した額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。

(返還又は廃棄等の義務)

第16条 乙は、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、甲の指示に従い、秘密情報等が記載ないし記録された資料等の有体物の一切を直ちに甲に返還しなければならない。ただし、返還が困難なものについては、甲の指示に従い秘密情報等を消去するなど処分し、その結果を甲に報告しなければならない。

(1) 時期ないし理由の如何に拘わらず甲の要請があったとき。

(2) この契約による業務の履行が完了、あるいは履行不能となったとき。

(3) 解除、解約、その他理由の如何に拘わらず、この契約による業務についての契約が終了したとき。

(4) その他秘密情報等を保持する必要がなくなったとき。

2 乙は、前項によって返還あるいは消去された秘密情報等を、いかなる方法においても、復元ないし再生してはならない。

(報告義務)

第17条 乙は、委託業務の状況について、甲に対して報告しなければならない。

2 乙は、資料等に漏洩、盗用、滅失、毀損その他の事故が発生したときは、直ちに甲に通知し必要な措置を講ずるとともに、遅滞なくその状況を書面により甲に報告しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第18条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約の解除)

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、書面により乙に通知して、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反、又は違反するおそれがあると認められたとき。
- (2) この契約の締結、又は履行に当たり不正を行ったとき。
- (3) 前2号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。

3 甲は契約を締結した翌年度以降において当該契約に係る予算の減額または廃止等があった場合は、この契約を解除することができるものとする。

4 前項の規定により甲の事情から契約期間途中で契約を解除する際に、甲乙協議の上、甲は解約金を乙に支払うものとする。

(契約の変更)

第20条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は業務の全部若しくは一部を一時中止させることができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して、書面によりこれを定めるものとする。

2 前項において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(契約不適合責任)

第21条 甲は、委託業務完了後、それが甲の過失による場合を除き、乙は引き渡しの日から起算して12か月以内に判明した委託業務の契約不適合を甲の指定する期限までに修補するものとする。

2 甲は、前項の契約不適合の修補に代え、損害賠償の請求をすることができる。

3 前項の規定による請求は、引き渡しを受けた日から12か月以内にしなければならない。

(再委託等の禁止又は制限)

第22条 乙は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項の規定によりこの契約による業務の全部又は一部を第三者に委託、又は請け負わせるときは、当該再委託先の行為について自己の行為と同様の責任を負うものとする。

3 乙は、第1項の規定により秘密情報等を取り扱う業務の全部又は一部を第三者に委託、又は請け負わせるときは、当該第三者に対し、この契約に規定する秘密情報等の保護に関する事項を遵守させるよう措置しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第23条 乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。なお、この契約書の記名押印をもって、乙は上記表明及び確約したとみなす。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を計る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対し資金等を提供し、又は便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことと確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
- (5) 甲の業務を不正に利用し、若しくは不正な目的をもって利用し、又は当該業務の利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする行為
- (6) その他前各号に準ずる行為

3 乙が、暴力団等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、自ら若しくは第三者を利用して前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、甲は、何らの催告なしに直ちに、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 前項の規定により本契約が解除された場合には、乙は、解除により生じる損害について、甲に対し一切の請求を行わないものとする。

5 甲及び乙は、相手方が前各項に違反し、又は第1項の規定に基づく表明および確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、取引の継続が不適切である場合、何らかの催告なしに直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。なお、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

(契約外の事項)

第 24 条 この契約に定めのない事項又はこの契約履行につき疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(合意管轄)

第 25 条 甲及び乙は、本契約に関する訴訟の提起、調停の申し立て等の必要が生じた場合の第一専属的合意管轄裁判所については鹿児島地方裁判所とすることに合意する。

## 秘密情報等取扱特記事項

### (基本的事項)

第1条 乙は、甲の所有する秘密情報及び個人情報（以下「秘密情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、秘密情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密情報)

第2条 秘密情報とは、甲が乙に対して提供する情報及びこの契約による業務に関して乙が知ることになった甲に関連する情報のうち、業務上、技術上、財産上、その他性質の如何に拘わらず有益な情報及び秘密とされるべき情報をいう。ただし、以下の各号のいずれかに該当する情報であって、乙が明確な資料によってこのことを証明できる情報は、秘密情報から除外する。

- (1) 乙が受領したとき、すでに乙が正当に保持していた情報
- (2) 乙が受領したとき、すでに公知であった情報
- (3) 乙が受領した後、甲の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
- (4) 乙が正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わず入手した情報
- (5) 乙が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (6) 甲が書面によって事前に承諾した情報

### (個人情報)

第3条 個人情報とは、甲が乙に対して提供する情報及びこの契約による業務に関して乙が知ることになった甲に関連する情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、識別番号、記号、符号、画像、音声、その他の記述等により特定の個人を識別できるもの並びに法令等個人情報としての規制あるいは保護を受ける情報をいう。

### (秘密情報等の権利の帰属)

第4条 乙は、秘密情報等に関する有形・無形の権利はすべて甲に帰属するものであることを了承し、秘密情報等について自らの権利を主張しない。

2 乙は、秘密情報等が記載ないし記録された資料等の有体物（秘密情報等が複製された有体物を含む。）は、甲の書面による事前の承諾がある場合を除き、すべて甲の専有財産となることを了承し、当該有体物自体について自らの権利を主張しない。ただし、秘密情報等が、乙所有の記録媒体等の有体物に、本契約に違反することなく一時的に保存されたことが明らかな場合であって、当該秘密情報等が一時的な保存の目的に従ってすべて消去された場合の当該有体物自体についての権利はこの限りでない。

### (秘密情報等の取扱責任者)

第5条 乙は、甲から提供された資料等の使用及び保管に当たっては、取扱責任者を定め秘密情報等の保護が図られるよう細心の注意を払わなければならない。

(秘密保持及び事故防止)

第6条 乙は、この契約による業務に関して知り得た秘密情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならない。又、不当な目的に利用してはならない。この契約が終了、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た秘密情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、不当な目的に利用してはならないこと及びその他秘密情報等の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

3 乙は、この契約による業務に関して知り得た秘密情報等の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の秘密情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(保有の制限等)

第7条 乙は、この契約による業務を行うために秘密情報等を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により保有しなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために特定の個人から直接書面により記録された当該本人の秘密情報等を取得するときは、あらかじめ、当該本人に対し、その業務の目的を明示しなければならない。

(秘密情報等の管理)

第8条 乙は、善良な管理者の注意義務をもって甲の秘密情報等を管理し、秘密情報等を保護するために、乙自身の同様の情報等に関して採用している一切の予防措置をはじめ、秘密情報等の受領、利用、保管、返還、消去、廃棄、その他のすべての段階において、秘密情報等の漏洩が生じないように必要かつ適切な、あらゆる合理的な予防措置を実施しなければならない。

(指示)

第9条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている秘密情報等について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(法令等による開示)

第10条 乙は、法令、判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令により、法的拘束力を有する開示請求が行われた場合、この契約の他の規定にかかわらず、当該秘密情報等を当該機関に対して開示することを妨げられない。ただし、乙は、甲がその判断によりこれを争う機会を得られるよう、直ちにその要請、要求又は命令について、甲に通知するものとする。

(事故時の責任)

第11条 乙の管理下にある秘密情報等について、不正アクセス、紛失、盗難、破壊、改ざん、漏洩、その他の事故が発生した場合の責任は、すべて乙が負担する。

2 前項の場合、乙は、直ちに当該事故の詳細について甲に状況を報告し、損害の発生・拡大の防止、証拠の保全、事実の調査、その他当該事故に対処するためのあらゆる合理的な措置をとるものとする。この場合において、乙は、甲からの指示がある場合には、指示に従った措置をとることとする。